



それで全部？ ～えっ！それも相続財産なの？～

相続税の申告は、相続税法という法律に従って計算されますが、その中身は専門用語だらけで読み解くのは大変です。そこで私たちのような専門家がいますが、実際に申告書の作成にあたっては、専門家でも一筋縄ではいかないことが一つあります。それは被相続人の全財産を把握することです。

相続税の申告において財産に把握漏れがあった場合、適切な遺産分割協議書の作成ができず、また修正申告によって余計な税金を支払わなければなりません。そんなことにならないように、漏れやすい財産をいくつか例を挙げて見ていきましょう。

1. 生前贈与

まずは生前贈与です。その中でも相続開始前3年以内にその被相続人から財産をもらった相続人は、その貰った財産を相続税の申告に加えなければなりません。貰った時の贈与税申告の有無にかかわらず加算が必要です。相続開始前3年以内に被相続人から相続人へ贈与が無かったかどうか、通帳を振り返って見ることをお勧めします。

2. 名義預金

いわゆる、おじいちゃん、おばあちゃんが子や孫のため、その子や孫の名義でコツコツと積み立てをしていた口座の事で、口座名義が被相続人ではないため申告財産から漏れがちです。相続人がその口座の存在を知っていてもいなくても関係ありません。被相続人が資金を捻出し、かつ、管理していたものであれば、これも申告対象に含まれます。



3. 有価証券

これは被相続人の配偶者もその存在を知らないケースがあります。誰にも内緒で、願わくば小遣いを稼げればいいと証券会社に口座を作って、株式投資等を行っていることが稀に見受けられます。以前自宅に証券会社から葉書が来たとか、生前に投資番組や株式相場のコーナーを真剣に見ていたようなことがあれば要注意です。

4. 生命保険

被相続人が契約者（保険料負担者）及び被保険者であり、その受取人が相続人であれば、受取保険金から非課税枠が控除された残りの部分について、相続税が課税されることになります。ここで注意しなければいけないのが、契約者や被保険者が相続人で、相続が発生しても保険金が入金されない保険契約です。保険料負担者が被相続人である場合には、これらの保険契約も相続財産となることがありますのでご注意ください。

5. その他

わかりにくい財産として趣味・娯楽の世界、すなわち書画・骨董・美術工芸品・貴金属・ゴルフクラブの会員権等があります。相続人の方々がその世界に精通していれば価値の有無もわかりますが、興味がないとその把握は困難です。生前こんな事が好きだった、こんな所によく行っていた等、思い当たることがあれば、相続手続きを開始した後早めの段階でご相談ください。



おわりに・・・

これらの財産は、相続人の方々に悪気無くても申告漏れを起こしやすいものです。税務調査によって申告漏れを指摘された場合には、通常の特許額に加算税等を加えた金額を納付しなければなりません。もし税務署から「把握漏れ」ではなく「隠していた」と判断された場合は重加算税の対象にもなりかねません。そのようなことを避けるためにも万が一のときに財産の把握漏れがないよう、日頃から財産目録を作成するなど心掛けたいものです。

この様にすべてを網羅的に把握することが難しい相続財産ですが、それらを整理しておくことは税務署に正しい申告をすることが目的ではありません。重要なのは、被相続人が一生をかけて築いてきた財産を次の世代に漏れることなく引き継ぐことです。そのことをしっかりと心に留めていただき、今ある財産を受け止め、次の世代に正しく引き継いで渡していきましょう。(文責:櫻井紀昌)